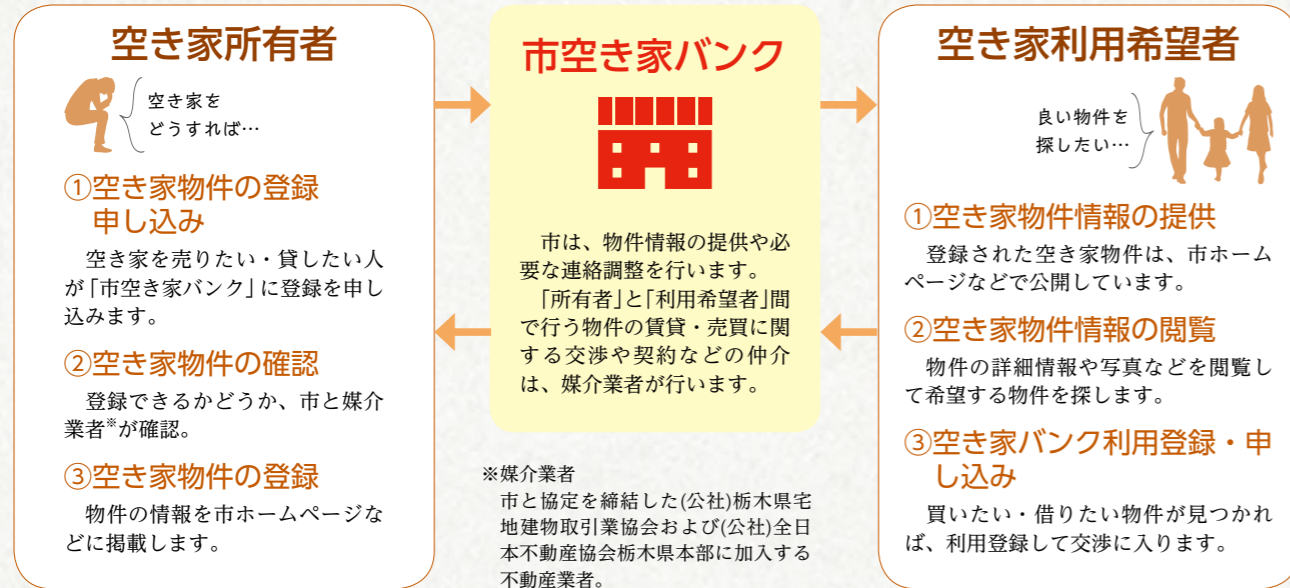


## 空き家バンク制度の仕組み

市空き家バンク制度は、空き家の情報を発信し、市内への移住・定住を希望する人を応援する仕組みです。市内に住まなくなった家を持っている人は、相談してください。

▶問い合わせ 那都市整備課 ☎0287(62)7162



### 空き家を購入し、定住を希望する人のための補助金があります

※市空き家バンク登録建物に限ります。

**1 空き家バンク登録建物リフォーム補助金**

▶対象 登録空き家をリフォームする購入者

▶条件  
・生活に必要な部分のリフォームであること。  
・補助対象経費が5万円以上かかり、市内業者が施工すること。

▶補助額 補助対象経費の2分の1(上限50万円)  
※居住誘導区域内は上限70万円。

**2 空き家バンク利用子育て世帯転居補助金**

▶対象 18歳未満の子と同居する登録空き家購入者

▶補助額 該当する子ども1人当たり5万円

**3 空き家バンク利用契約媒介手数料補助金**

▶対象 登録空き家の売買契約に当たって、不動産業者に媒介手数料を支払った購入者

▶補助額 媒介手数料の2分の1(上限10万円)



こうなる前に！！

# 空き家バンクに登録しませんか

▼問い合わせ 那都市整備課 ☎0287(62)7162

「空き家を放っておくと……」  
 家は人が適正に使うことで、換気や掃除、修繕がされるため、良い状態に保たれます。しかし、人が使わなくなり、空き家になると、湿気によるカビの発生などにより、家の劣化が進みます。その結果、資産価値が下がったり、大きな修繕が必要になったりすることがあります。また、ごみの不法投棄や放火の危険性が高まるなど、まちの治安を悪化させる可能性があります。

空き家を活用するには？

○売りました  
劣化が進むほど、また、地域に空き家が増えるほど、空き家は売りにくくなります。所有していると毎年固定資産税が課税されるので、将来使う予定がなければ売却を検討しましょう。

○貸しました  
人に住んでもらうことで管理の手間が省け、賃料収入も期待できます。定期借家制度を使えば、一定の期間だけ貸すことも可能です。

市の空き家バンク制度を利用してみよう